

10

OCT/2010/Vol. 67

広報

東峰

TOHO

E-mail : kikaku@vill.toho.fukuoka.jp URL : <http://www1.vill.toho.fukuoka.jp>

福岡県東峰村
毎月 15 日発行

神秘的な灯りと夜神楽

小石原千灯明～灯りと神楽舞～

9月11日(土)、小石原高木神社において「小石原千灯明～灯りと神楽舞～」が行われ、午後5時より手づくりの灯籠や割竹の中に火を灯し、参道やその周辺には幾千もの幻想的な光が漂いました。

神社境内では、小石原やまびこ太鼓の演奏、五穀豊穰・無病息災を祈願して小石原夜神楽と宝珠山伝承山伏神楽が奉納され、多くの観客が見入っていました。また、地元の方の夜店もあり秋の夜のひと時を楽しまれました。



受賞者の皆さん おめでとうございます

第34回福岡県伝統的工芸品展

9月8日(水)～12日(日)の間、アクロス福岡において「第32回福岡県伝統的工芸品展」が開催されました。これは国が指定する県内の7つの伝統的工芸品(博多織・博多人形・八女福島仏壇・八女灯籠・博多久留米餅・小石原焼・上野焼)が一堂に集められた作品展示会です。

小石原焼の作品からは下記の4名が受賞されました。皆さん、おめでとうございます。

賞名	作品名	制作者名
東峰村長賞	てつくるせきゆうようへんばち 鉄黒赤釉窯変鉢	熊谷 智久さん
(財)伝統的工芸品産業振興協会長賞	はち 鉢	荒牧 要さん
西日本新聞社賞	こうさいわらはけくみばち 紅彩蕨刷毛組鉢	太田 富隆さん
読売新聞社賞	わらじるゆうしのぎざら 蕨白釉鍋皿	太田 光廣さん

奇岩と岩屋神社を散策

岩屋公園 岩めぐりウォーキング

9月19日(日)に岩屋公園内の奇岩と岩屋神社に係る史跡をガイド付きで散策する、「岩めぐりウォーキング」が行われました。

心地よい秋風の中、小学生から年配の方まで70名の参加者があり、3班に分かれて「東峰そんみん塾」の方の説明を受けながら約3時間のコースを散策しました。参加者からは、「山登りは急峻で険しいが、帰りつけば満足感があった」「四季を感じることが出来た」等の感想が寄せられ、ゴールの岩屋駅では昼食の栗ご飯と具沢山の味噌汁が振舞われ、皆さん秋を満喫されました。



トピックス

いつまでもお元気で！

敬老事業 - 新規100歳者の表敬訪問

福岡県と東峰村では、平成22年9月13日(月)、今年100歳になられる「岩田フミさん」を表敬し、内閣総理大臣及び知事からの祝状と記念品を贈呈しました。(写真左端)



本村の100歳以上(平成23年4月1日時点における満年齢を基礎とします。)の方は、9月1日現在4人(男性1人、女性3人)で、最高齢者は、103歳の女性「熊谷シヅカさん」です。

9月17日には、88歳(米寿)の方々を村長と社会福祉協議会の会長が表敬訪問し、お祝いを伝えました。

また、70歳以上の全村民の方々に、村と社会福祉協議会よりお祝いの品として入浴剤といずみ館無料入浴券をお贈りしました。対象となりました70歳以上の総数は817人(男性287人、女性530人)で、70歳(古希)の方は27人、77歳(喜寿)の方は41人、88歳(米寿)の方は18人でした。

お祝いの配布をお願いしました連絡員の方々には、心からお礼を申し上げます。

米寿を迎え、お元気な皆さんです。



伝統的風景を再現

「登り窯」に火が入りました！

小石原皿山地区の太田熊雄窯元では、今日では珍しくなった「登り窯」に火が入りました。摂氏1,270度から1,300度を目安に色見本の焼き物を見ながら次々と窯に火を入れて、約36時間程火を焚き続けなければならない、薪を入れる技術も必要とのこと。また、煙突からの煙も周りにとけ込み情緒ある景色となっていました。すばらしい作品が出来ることと思います。



小石原小・宝珠山小・東峰中学校

来年4月、小中一貫校開校に伴い、小石原小学校、宝珠山小学校、東峰中学校の運動会は今年が最後となりました。それぞれに長い歴史のある学校の思い出の詰まった校庭での運動会、少ない人数でも子ども達、生徒達の元気さ、一生懸命さが校庭いっぱい力強く響いていました。それぞれの思い出を胸に来年開校の小中一貫校「東峰学園」に向けて頑張ってください。(裏表紙に写真を掲載しています。)

小石原小学校

宝珠山小学校

東峰中学校



ジュニアオリンピック大会出場!

第41回ジュニアオリンピック陸上競技大会

10月22日(金)～24日(日) 横浜市の日産スタジアムにおいて、未来のオリンピック選手育成を目的とした「ジュニアオリンピック陸上競技大会」が行われます。当大会に東峰中学校の井上佳恵さんが3,000mの参加標準記録9分51秒を突破し福岡県代表として出場されます。おめでとうございます。当日は記録更新に向け頑張ってください。みんなで応援しています。



「田舎いい仲東峰」の方々と一緒に!

小石原保育園 「親子クッキング」

小石原保育園では食育の一環として毎年、「親子クッキング」を行っています。

今年ば「田舎いい仲東峰」のメンバーの方々にご協力をお願いしました。今回の「ねらい」は「家族の人と味噌作りを体験することにより、伝統的な発酵食品である味噌に関心を持つとともに、日本の食文化の継承へとつなげていく。地域の方々との交流を行うことで人とのつながりを広げる。」です。

味噌にまつわる紙芝居の後は、味噌作りのデモンストレーションを見せていただきました。煮大豆をつぶしたり、目の前で作られたきな粉や熟成された味噌の味見は、子どもたちの興味、関心を一層高めてくれました。そして、いよいよ大豆や麴を混ぜ、団子を作って桶につめていく作業です。混ぜる感触を楽しみながら親子で仕込んでいく過程を体験しました。

給食は具沢山の味噌汁や地元の野菜たっぷりの和え物、園の畑でとれたゴーヤのサラダなど、皆でおいしくいただきました。

大豆をぐにゅぐにゅつぶしています

麴と大豆を混ぜ合わせました

楽しい食事タイムです



東峰村男女共同参画地域づくりに取り組んでいます!!

「あすばる男女共同参画地域づくり事業」とは・・・

福岡県男女共同参画センター「あすばる」で、平成 18 年度より行われている事業で、次代を担う県内のリーダーによる男女共同参画の視点を持った活力あふれる地域づくりを目的としています。地域の皆さんで実行委員会を構成し、地域課題を解決して男女共同参画社会づくりを進める実践活動の取り組みを推進する事業です。

今年度は東峰村で事業実施が決定し、その実行委員会を「東峰村 21 会議」へ打診したところ、快諾をいただき、現在「あすばる東峰村男女共同参画地域づくり実行委員会」を立ち上げ、「東峰村 21 会議」と同時進行で、まちづくりについての議論を重ねています。

今年度は県内 3 つの地域（東峰村、うきは市、水巻町）が事業の採択を受けています。

以下については会議の内容を要約しています。

（第 1 回）

平成 22 年 8 月 9 日、東峰村役場小石原庁舎の第 2 会議室で「第 1 回あすばる東峰村男女共同参画地域づくり実行委員会」を行いました。

参加者は、村長をはじめとした 21 会議のメンバー 15 名でした。オブザーバーとして福岡県男女共同参画センター「あすばる」の担当者の方が参加されました。ワールド・カフェという話し合いの方式で実施しました。話し合いの内容は 10 年後の東峰村のありたい姿を話し合ってもらいました。



講師の近松和博氏によるワールド・カフェ



（第 2 回）

平成 22 年 10 月 1 日、東峰村役場宝珠山庁舎の第 3 会議室で「第 2 回あすばる東峰村男女共同参画地域づくり実行委員会」を行いました。今回の参加者は村長をはじめとした 21 会議のメンバー 10 名でした。

今回は、「地域づくりについて何を実現したいか?」という内容で話し合いがなされ、宝珠山・小石原ではなく東峰村が一つになるような行事をやりたいという意見をいただき、その中で現在村で開局に向け進められているケーブルテレビの番組を制作してみようという結論に至りました。今回は「民陶むら祭に行ったことのない村民が初めてみる民陶むら祭をレポートする」という内容で、実行委員会メンバーと村内の女性 2 人が街歩きをします。この内容は、ケーブルテレビ開局後に東峰 TV 内で放送予定です。



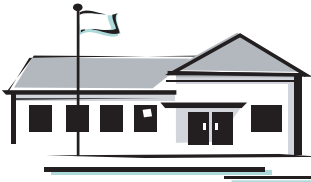
CATVの撮影風景

今月の納税

税目	村県民税	第 3 期
	国民健康保険税	第 4 期
納期限	11 月 1 日(月)	
口座振替日	10 月 25 日(月)	

東峰村ごみ収集量 (平成 22 年 9 月分) (kg)

種 別	当月分	前月分	増減
可燃ごみ	34,620	38,790	▲ 4,170
資源ごみ	5,420	9,670	▲ 4,250
粗大ごみ	930	4,080	▲ 3,150
合 計	40,970	52,540	▲ 11,570



住民福祉課

国民年金からのお知らせ

あなたも年金を増やしませんか？

ちょっと増やせる 付加年金

選んで増やせる 国民年金

60歳から増やせる 任意加入

ちょっと増やせる ① 付加年金

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加保険料は、月額 400 円です。

付加年金の受給額は、200 円 × 付加保険料納付月数です。

例えば、付加保険料を 10 年間納付した場合

付加保険料 400 円 × 10 年 (120 月) = 48,000 円

付加年金額 200 円 × 10 年 (120 月) = 24,000 円 (年額)

付加年金を 2 年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となります。

上記の付加年金額は、65 歳から受給した場合の年金額です。

付加年金は、任意加入です。

お申込窓口は、東峰村役場住民福祉課です。

付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。

付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することはできません。

付加保険料は、納付期限を過ぎると納付できません。納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

選んで増やせる ② 国民年金基金

国民年金を納付している第1号被保険者が任意で加入することができる公的な年金制度です。

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生大臣(設立当時)の認可を受けた公的な法人です。都道府県ごとに設置された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」があります。

運営は日本年金機構(旧社会保険庁)ではありません。

国民年金基金は、ライフプランに応じて加入口数や年金の種類を選択することができます。

特徴 月々の掛金は将来も一定

特徴 国民年金保険料と同じく、基金掛金の全額が社会保険料控除の対象

特徴 年金額がいまからわかる

詳しくは、国民年金基金連合会(電話: 0120 65 4192)までお尋ねください。

60歳から増やせる ③ 任意加入

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

これから海外に転居される方は、お住まいの市区役所・町村役場が窓口です。

現在、海外に居住されている方は、日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所が窓口です。

日本に住所を有したことがないときは、千代田年金事務所（電話：03 3265 4386）が窓口です。

任意加入のお申込窓口は、東峰村役場住民福祉課です。

詳しくは、東峰村役場住民福祉課年金係までお尋ねください

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総合受付（電話：72 2311）

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 2311）まで



よくわかる 農業者年金 No.2

農業者の年金はどうなっているのですか？

国民年金は夫婦2人で月額13万2千円！

農業者の方が加入している国民年金の年金額は、40年加入で1人月額6万6千円、夫婦2人で月額13万2千円、年額約158万円です。老後の家計費（夫婦2人で月額23万円）と比べて国民年金だけでは月額約10万円不足します。また、サラリーマンの厚生年金のモデルケース（夫婦2人で月額23万3千円）と比べても月額約10万円の差があります。

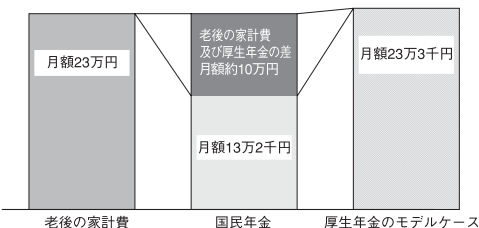
このような国民年金で不足する老後の家計費やサラリーマン並みの年金を受給できるようにするため、国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度が設けられています。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

老後の家計費や厚生年金のモデルケースと国民年金の比較（夫婦2人）



一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！

『農地法等の許可』が必要です!!

1、農地の権利移動（売買等）を行う場合は？

(1) 農地の権利移動（売買等）には許可が必要です。

農地を耕作目的で売買や貸し借り等を行う場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会又は県知事等の許可を受けなければなりません。

したがって、農地について売買（貸借）契約を締結し、対価を支払ったとしても、農地法による許可が受けられないと所有権（賃借権等）は取得できませんので、契約を締結するときはこのことを十分に理解した上で行うことが必要です。

また、農地の貸し借りには農地法に基づくものがありますが、これとは別の農業経営基盤強化促進法によって設定されるものを利用権設定といいます。この制度を利用すれば、期限が来たら自動的に貸し借りは終了し、離作料等を支払うことなく、貸人である農地所有者の元に必ず返ってきます。

(2) 相続等により農地を取得した時は、農業委員会へ届出が必要です!!

届出は、権利取得を知った日から概ね10ヵ月以内に行うこととされています（農地法第3条の3）。この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。

また、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、過料（罰金）に処するとされています（農地法第69条）。

2、農地を農地以外のもの（宅地、駐車場、資材置場、山林等）に転用する場合は？

(1) 農地を転用するには許可が必要です。

農地は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的とした、農地法に基づく農地転用許可制度によって守られています。

農地を農地以外のもの（宅地、駐車場、資材置場、山林等）に転用するには、農地法第4条又は第5条の規定に基づく県知事等の許可が必要です。

(2) 一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合は？

一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になりますので、農地法による県知事（4ヘクタールを超える転用は、農林水産大臣）の転用許可が必要です。

(3) 農地を改良する場合は？

切土や盛土等の農地改良行為についても、農地法による県知事（4ヘクタールを超える転用は、農林水産大臣）の転用許可が必要です（例外あり）。

(4) 農地の転用の制限の例外について

自己の所有する農地を、利用増進のための農道や2アール未満の農業用施設（倉庫等）に転用する場合は許可を要しません。

ただし、事前に、当該転用の内容を記載した届出書及び添付書類を、必ず農業委員会へ提出してください。

(5) 農業振興地域内農用地等の転用は、原則として許可されません。

農業振興地域内農用地等の転用は、原則として許可されませんが、やむを得ず、農業振興地域内農用地等の転用を行う場合は、県の承認や村の農用地利用計画の変更が必要です（いわゆる農振除外）。

その後、さらに農地法第4条又は第5条の規定に基づく県知事等の許可が必要です。

この場合、申請を受付けてから許可までには半年以上かかります。

(6) 許可を受けずに無断で農地を転用した場合は、厳しい罰則があります。

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また、懲役や罰金という罰則の適用もあります。

詳しくは、東峰村農業委員会へお問い合わせください!!

お問い合わせは

東峰村農業委員会事務局（電話：72 2313）まで

平成 23 年度小学校で使用される教科書を採択しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、教科書の決定にあたり、東峰村、朝倉市、筑前町、うきは市、大刀洗町、小郡市からなる第八地区教科書採択協議会にて選定を行い、各教育委員会にて採択を行っています。

教科書	発行者	教科書名
	略称	
国語	光村	国語
書写	光村	書写
社会	教出	小学社会
地図	帝国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 最新版
算数	日文	小学算数
理科	大日本	たのしい理科
生活	啓林館	わくわくせいかつ上、せいかつめいじんブック、いきいきせいかつ下
音楽	教出	小学音楽 音楽のおくりもの
図画工作	開隆堂	図画工作
家庭	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
体育(保健)	東書	新しい保健
特別支援学級	児童の状況に合わせて、検定済教科書、特別支援学校用教科書目録に掲載されている教科用図書、又は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(一般図書)の中から選択することができる。	

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 教育課(電話:72 2301)まで

高倉村長

9月16日～10月15日の動き

9月

- 17(金) 敬老者記念品配布
- 21(火) 定例議会～27日まで
- 25(土) 大刀洗町健康づくり講演会
- 26(日) 小石原運動会・宝珠山小学校運動会
- 28(火) 災害査定官来庁挨拶
- 29(水) 共同募金会理事会

村長の行動記録からいくつかを抜粋し紹介したものです。

10月

- 1(金) 東峰村21会議
- 2(土) 地方分権セミナー
- 4(月) 人権擁護委員表彰
- 7(木) 東部ごみ香華園協議会
- 8(金) 陶の神祭
- 9(土) 秋の民陶むら祭り～11日まで
- 10(日) 秋の慰霊大祭

東峰村ケーブルテレビの使用料金が決定しました。

東峰村ケーブルテレビ運営準備委員会において、ケーブルテレビの運営面について、類似施設の視察などを踏まえ、今年6月から5回にわたり慎重に審議をいただきました。村では、委員会からの答申を踏まえ、先の9月定例議会において東峰村ケーブルテレビ施設条例を上程し、原案どおりに可決され、使用料金が決定しましたのでお知らせします。

使用料

区 分	料 金(年額)	休止の場合
		一般加入者
事業所加入者	12,000円	6,000円

休止とは、転勤や入院など、長期にわたり、不在になる場合で、村への届出が必要です

- 1 村内に居住し、家族経営などにより事業活動を行っている店舗や工場は、一般加入者です。
- 2 公共的団体(JA・森林組合・商工会・第3セクター等)は、一般加入者です。

使用料の免除措置について

区 分	免 除 内 容
生活保護世帯	全 額 免 除
地区公民館	全 額 免 除

住民サービスの観点から月額あたりの使用料を当初の500円から250円と軽減したことを踏まえ、一般加入者の免除措置については、生活保護受給世帯のみとなりました。他自治体の使用料は、1,000円から2,000円というのが最も多く、それと比較しても村の使用料は大変低い金額となっています。地区公民館については、災害時等の避難場所に指定されていることから、全額免除となっています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

使用料金の徴収について

使用料金については、平成23年度からの徴収とします。支払方法は、毎年度4月に、加入者の皆様に年額一括払いの納付書を配布する予定です。納付書又は口座振替のいずれかの方法でのお支払いが可能です。

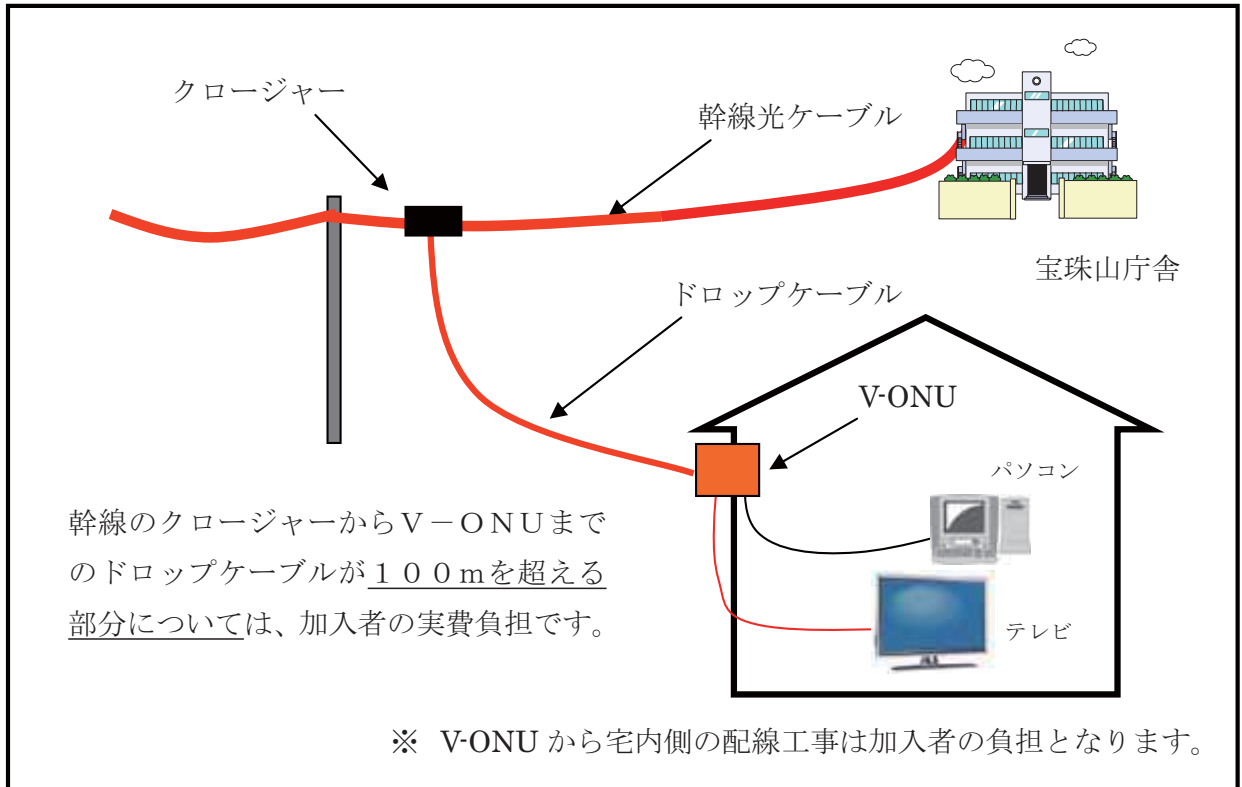
今後、新たにケーブルテレビに加入する場合

今後、新たにケーブルテレビに加入される場合には、加入金が必要となります。加入金には引込工事が含まれていますが、幹線(クロージャ)からV-ONUまでのドロップケーブルが100mを超える部分については、加入者の実費負担となります。また、加入後に新築や増築などにより、V-ONU等の設備を移転する場合は、移転に要する費用は全額加入者の負担となります。(次ページ上段参照)

区 分	加 入 金
一般加入者	15,000円
事業所加入者	30,000円

ケーブルテレビを脱退した場合、加入金の還付はありません。

(イメージ図)



東峰村ケーブルテレビ運営準備委員名簿

	氏名	備考
副村長	井上 一徳	
村議会議員	養父 正利	副委員長
村議会議員	澁谷 博昭	
区長会長	坂本 征彦	委員長
区長会副会長	熊谷 正義	
J A 筑前あさくら宝珠山支店 支店長	伊藤 隆久	
朝倉森林組合東峰村事業所 所長	梶原 昭徳	
東峰村商工会 会長	森山 元實	
小石原北中央南共聴組合 代表	大里 繁光	
竹岩屋栗松テレビ共聴組合 代表	室井 保廣	



長崎県平戸市大島テレビの視察の様子

(任期：平成 22 年 6 月 9 日～ 9 月 30 日まで)

ケーブルテレビに関するお問い合わせは、下記まで。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課 (電話：72 2311) まで